

事務事業番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了年度 無し	事業の対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する必要性	実施主体の妥当性	市民協働	事務事業の分類 (経営方針番号)	見直し計画	自己事業仕分けの判定	運営方法(該当に○)		21年度予算(単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)					PTの見解				
											直営	出資団体委託	民間委託	補助金支出	その他	1号	2号	3号	その他	計	再任用・非常勤		
16001	防犯・暴力追放運動の支援事業	市民の安全意識の高揚を図り、地域住民による自主安全活動の推進に向け、地域安全活動事業を実施している大阪府防犯協会連合会及び、犯罪予防啓発活動を行っている大阪市保護司会連絡協議会に対し、補助金を交付して、地域自主防犯団体に対して活動支援を実施する。	1	ウ	c生命財産を守る	8市民活動支援	A-1	A-1 A-2	3101	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	○	—	6,200	0.2			0.2	キ 引き続き改善しながら実施するもの	
16002	交通安全運動の推進	交通安全や交通事故防止についての正しいあり方や考え方を広く普及させるため、ポスター・リーフレットの作成やホームページへの啓発記事の掲載を行う。	1	ソ	a法律義務	1法令規定	A-1	C		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	2,928	0.1			0.1	キ 引き続き改善しながら実施するもの	
16003	犯罪被害を防止する安全なまちづくりの推進事業	市民・事業者及び市、警察、府など関係行政機関の代表者で構成する「大阪市安全なまちづくり推進協議会」の開催をはじめ、安全なまちづくりに関する啓発事業を行う。	1	ソ	c生命財産を守る	4直接執行	A-1	A-1 A-2	3104	イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	○	—	○	3,417	0.6			0.6	キ 引き続き改善しながら実施するもの	
16004	ミナミ活性化推進事業	ミナミ地区の環境浄化と放置自転車・環境美化の課題についての取り組みを進めている「ミナミ活性化推進協議会」(ミナミ地区の地域団体、府・市・府警・経済界で構成)の事務局運営を行うとともに、ミナミの大型街頭ビジョンで、めいわく行為の防止を訴える映像を放映して啓発活動を行う。	1	ア・ウ・セ	c生命財産を守る	8市民活動支援	A-1	A-1	3104	イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	7,685	0.3			0.3	エ-2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの	
16005	市職員による犯罪抑止と被害者の保護(あんしんパトロール)にかかる拡充整備事業	地域・現場で作業に従事する本市の作業用車両等を活用して、犯罪の抑止と地域住民への啓発を行うとともに、被害者の一時保護・応急手当・警察等への通報・連絡を行うなど、市民の安全確保に向けた取り組みを実施している。	1	ソ	c生命財産を守る	4直接執行	C-1	A-1	3102	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	168	0.2			0.2	キ 引き続き改善しながら実施するもの	
16006	各区の地域特性を活かした安全なまちづくり啓発事業(新)[各区安全なまちづくり啓発事業、地域特性を反映した防犯啓発事業の推進)	各地域の特性を踏まえた安全なまちづくりを進めるため、各区役所及び区安全なまちづくり推進協議会による啓発活動を支援する。	23	0	ソ	c生命財産を守る	8市民活動支援	A-1	A-1 A-2 A-3	3104	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	31,200	0.6			0.6	イ 平成22年度もしくは平成23年度をもつて廃止・収束する事業
16007	各区の地域特性を活かした安全なまちづくり啓発事業(新)(区)[各区安全なまちづくり啓発事業、地域特性を反映した防犯啓発事業の推進)	各地域の特性を踏まえ、市民の自主的な防犯活動を促進することによって、安全なまちづくりを推進するため、各区安全なまちづくり推進協議会などと連携して、啓発事業を実施する。	23	0	ソ	c生命財産を守る	8市民活動支援	A-1	A-1 A-2 A-3	3104	イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	—	—	—	0	4.1			4.1	イ 平成22年度もしくは平成23年度をもつて廃止・収束する事業
16008	青色防犯パトロール活動の促進及び実施(新)	街頭犯罪抑止に有効な青色防犯パトロール活動について、防犯ボランティア団体を対象に、必要な物品の支給や活動にかかる費用の一部を補助するとともに、特に、地域安全対策推進モデル区(東淀川区・東住吉区・平野区)について、パトロール車両を支給するなど、市民の防犯活動の促進に向けた支援を行う。また、本市の事業所等における作業用車両を活用した市職員による青色防犯パトロールの実施を推進する。	23	0	ア・イ・ウ	c生命財産を守る	8市民活動支援	A-1	A-1 A-2 A-3	3101	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	○	—	71,478	1.2			1.2	イ 平成22年度もしくは平成23年度をもつて廃止・収束する事業
16009	「防犯サポーター」の配置(新)	地域安全対策推進モデル区(東淀川区、東住吉区、平野区)において、防犯に関する高度な専門知識を有する警察官OBを配置して、青色防犯パトロール活動の実施促進を図るとともに、警察署との連絡調整や防犯教室等による防犯指導、防犯に関する相談を行うことにより、街頭犯罪発生件数の画期的減少をめざす。	23	0	ソ	c生命財産を守る	8市民活動支援	A-1	A-1 A-2 A-3	3102	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	15,000	0.2			0.2	イ 平成22年度もしくは平成23年度をもつて廃止・収束する事業
16010	防犯カメラ設置費補助(駐車場等)(新)	地域安全対策推進モデル区(東淀川区・東住吉区・平野区)において、駐車場・コンビニ・ガソリンスタンドの事業者が設置する防犯カメラの設置経費の一部を補助することにより、街頭犯罪発生件数の画期的減少をめざす。	23	0	ア	c生命財産を守る	8市民活動支援	A-2	A-1 A-2 A-3	3103	イ.中期	a不要(廃止)	○	—	○	○	—	49,213	0.9			0.9	イ 平成22年度もしくは平成23年度をもつて廃止・収束する事業
16011	落書き消去活動にかかる用具・材料の支給など(新)	犯罪を誘引するといわれる落書きの消去を促進するため、落書き消去のボランティア活動団体に対して、消去用具・材料などを提供し、環境美化と犯罪発生の抑止を進める。	23	0	ア・イ・ウ	c生命財産を守る	8市民活動支援	A-1	A-3	3103	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	16,429	0.6			0.6	イ 平成22年度もしくは平成23年度をもつて廃止・収束する事業

事務事業番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了年度 無し	事業の対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する必要性	実施主体の妥当性	市民協働	事務事業の分類 (経営方針番号)	見直し計画	自己事業仕分けの判定	運営方法(該当に○)		21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)					PTの見解				
											直営	出資団体委託	民間委託	補助金支出	その他	1号	2号	3号	その他	計			
16012	労働・職業情報の収集・提供(情報誌・携帯端末・ホームページによる情報提供)	労働・職業に関する情報を収集・整理して、大阪市の雇用施策や各種制度、相談事業、イベント、講座等の周知を行うなど、市民に身近できめ細かな情報を提供する。	1	ソ	d生活安定支援	9指導・監督	B-2	A-1	3299	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	○	—	—	4,524	2.8			2.8	キ 引き続き改善しながら実施するもの	
16013	無料による職業相談及び職業紹介事業	「しごと情報ひろば 天下茶屋」をはじめ市内4ヶ所の「しごと情報ひろば」において、就職に向けた支援が必要な人を対象に、無料による職業相談・職業紹介事業等を実施し、市民の就業支援を行っている。	1	ク、ケ、ス	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	A-1	3201	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	○	—	—	69,449	1.2			1.2	ウー6 その他 効果をあげるため、事業の周知に一層努めるべきである。	
16014	地域就労支援事業	地域就労支援コーディネーターが区役所などで巡回相談を行い、一人ひとりに応じた就労のための支援メニューを提供するなど、関係機関と連携し、福祉施策をはじめとする様々な既存施策を活用しながら、雇用・就労につなげる。	1	クケス	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	A-1	3202	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	○	—	—	74,082	0.7			0.7	ウー6 その他 効果をあげるため、事業の周知に一層努めるべきである。	
16015	団塊の世代のためのセカンドキャリアセミナー	一旦離職すると再就職が困難であり、失業期間が長期化するなどの傾向がある中高年の再就職を支援する連続講座(セカンドキャリアセミナー)を実施する。	21	0	ク	d生活安定支援	9指導・監督	B-2	A-1	3204	ア.短期	a不要(廃止)	○	—	○	—	—	4,347	0.6			0.6	ア 平成21年度をもって廃止・収束する事業
16016	総合評価一般競争入札評価委員会	落札者決定基準を定め、従来の「価格評価」に加えて、知的障害者の雇用促進、就職に向けた支援が必要な人の雇用・就業促進、環境への配慮など本市の施策を反映する「公共性(施策反映)評価」及び「技術的評価」により落札者を決定する「総合評価入札制度」を適正に執行するために委員会を開催する。	1	ス	g内部業務	6内部業務	C-1	A-1	3299	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	150	0.6			0.6	キ 引き続き改善しながら実施するもの	
16017	就業支援・職業能力開発事業(資格取得講座・ホームヘルパー養成講座・合同企業説明会)	雇用保険未加入等のため国の教育訓練給付金制度が受けられず、安定就労への契機がない市内在住の求職者を対象に、資格取得講座を実施する。また、求人企業と求職者が直接面談することによりマッチングの効果を高め、就職に結びつけることを目的とする合同企業説明会及び介護職への就職をめざす失業者の雇用確保及び不足している介護の人材確保のため、ホームヘルパーを養成し、職業紹介を行う。	1	クケス	d生活安定支援	9指導・監督	B-2	A-1	3203	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	○	—	—	44,845	1.4			1.4	キ 引き続き改善しながら実施するもの	
16018	就職困難者等の就職に向けた支援が必要な人に対する就業支援事業補助金	本市施策を補完するものとして、就職に向けた支援が必要な人に対する就業支援に理解のある企業・事業所を相当数以上会員等とする当団体が、その会員等の協力のもと安定的な雇用の確保を図るため実施する就業支援事業に対して補助する。	1	クケス	d生活安定支援	9指導・監督	A-2	A-1	3299	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	○	—	14,500	0.6			0.6	ウー6 その他 効果をあげるため、事業の周知に一層努めるべきである。	
16019	NPO等の就業支援活動ネットワーク事業について(新)	独自に就業支援のための活動を行っているNPOや民間の個々の取組みを評価・活用して、より効率的な就業支援を行うため、公募提案型事業を実施し、NPO等との協働による就業支援活動ネットワーク事業を行う。	23	0	ア・イ	d生活安定支援	9指導・監督	A-2	A-1	3299	ア.短期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	0	0.7			0.7	イ 平成22年度もしくは平成23年度をもって廃止・収束する事業
16020	中小企業勤労者向け退職準備セミナー(新)	福利厚生が大企業に比べ充実していない中小企業の勤労者を対象に、退職後のライフ・サポート支援を目的として講演会と組織を活性化し企業競争力を強化するために中小企業退職予定者及び労務管理担当者に対する退職金制度、年金、雇用保険等の個別相談会を実施する。	1	ア、ク	d生活安定支援	9指導・監督	C-1	A-1	3299	ア.短期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	3,177	0.6			0.6	エー3 事業が重複していると考えられるもの	
16021	企業向け出前講座(新)	企業の要請により大阪市内の事業所に出向き、企業の経営者や従業員を対象として「ワーク・ライフ・バランス」の普及啓発を行う。	1	ア	b生活水準確保	9指導・監督	C-1	F		イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	1,330	0.6			0.6	エー3 事業が重複していると考えられるもの	

事務事業番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了 年度 無し	事業の対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)		21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解 あくまで中間とりまとめとしての見解です。 分類・記号の説明は「点検の視点ごとの分類」をご覧下さい。		
											直 営	出資団体 委託	民間 委託	補助 金支 出	その 他	1号	2号	3号	その 他	計	
16022	企業向け情報冊子の作成について(新)	若年者、中高年齢者、障害者、母子家庭の母など就職に向けた支援が必要な人は、多岐に渡る阻害要因から就職までに労力と時間を要している。求人募集する企業も、多様な採用条件を求められることから募集に消極的になりがちである。よって、実際に就職に向けた支援が必要な人を雇用している企業を取材し、業務内容や課題の克服についてまとめた冊子を作成し、各企業に配付することで、企業の認識を得て、「しごと情報ひろば」へ求人情報の提供促進を図るものである。	1	ア	d生活安定支援	9指導・監督	B-2	A-1 3299	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	○	—	—	0	1.1		1.1	キ 引き続き改善しながら実施するもの	
16023	就職に向けた支援が必要な人への支援施策にかかるNPO等との協働事業について(新)	独自に就業支援のための活動を行っているNPOや民間の個々の取組みを評価・活用して、より効率的な就業支援を行うため、公募・企画提案型事業を実施し、NPO等との協働による就業支援を行う。	1	ア、イ、ウ	d生活安定支援	9指導・監督	A-2	A-1 3299	ア.短期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	22,995	0.6		0.6	キ 引き続き改善しながら実施するもの	
16024	男女共同参画施策企画推進業務	大阪市男女共同参画推進条例にもとづき、男女共同参画について広く市民に啓発するとともに、男女共同参画審議会及び同推進本部を設置し施策を全庁的に推進し、大阪市男女共同参画基本計画に関する本市施策の進捗状況を把握、公表しているほか、男女共同参画の推進拠点である男女共同参画センター(クレオ大阪)運営の監督を行う。また、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての市民等からの苦情を受付け、調査するための苦情処理制度も有している。	1	セ、ソ、内部	a法律義務	1法令規定	A-3	A-1 A-4 C 3399 3499		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	1,809	4.0	1.3	5.3	キ 引き続き改善しながら実施するもの
16025	男女共同参画センターの管理運営	男女共同参画社会の実現をめざす活動の拠点として、市内5カ所に男女共同参画センター(中央館、北部館、西部館、南部館、東部館)を設置、運営するもので、平成18年4月からは指定管理者制度を導入し、財団法人大阪市女性協会へセンター5館の管理運営業務を代行させている。また、平成21年度末で指定管理期間が終了することから、平成21年度中に次期指定管理者の選定及び指定を行なう。	1	ソ、内部	b生活水準確保	9指導・監督	A-3	A-1 A-4 3399	イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	○	—	—	492,156	0.4	0.1		0.5	エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
16026	男女共同参画センターの情報提供事業の実施	男女共同参画をめざす市民の主体的な学習や活動を支援するため、男女共同参画センター(クレオ大阪)各館のレファレンスにおいて関連分野の図書や資料等の収集と提供を行なうとともに、国、本市の男女共同参画施策等に関する情報を情報誌やホームページを通じて広く発信する。	1	ソ	a法律義務	9指導・監督	A-3	A-1 C 3399	イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	38,923	0.2	0.1		0.3	エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
16027	男女共同参画社会の実現に向けた調査研究事業の実施	男女共同参画センター中央館に調査・研究部門を置き、学識経験者や大学関係者などの研究機関と連携するとともに、市民グループ等の調査・研究活動を支援し、大阪市における男女共同参画社会の形成に関するシンクタンクとして調査・研究を進める。「男女共同参画に関する市民意識調査」「男女共同参画まちづくり調査研究」「女性のチャレンジ支援調査研究」などを実施。	1	ソ	b生活水準確保	9指導・監督	A-3	A-1 3399 3499	イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	7,396	0.1			0.1	エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
16028	男女共同参画セミナー事業の実施	男女共同参画社会の形成に関する課題についての基礎的な学習・研修を実施する。「女性の起業塾」「地域女性のリーダー力向上セミナー」「企業出前セミナー・セクハラ防止」「学園出前セミナー・データDV防止」などを実施。	1	ソ	a法律義務	9指導・監督	A-3	A-1 C 3399	イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	○	—	—	23,935	0.1			0.1	エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
16029	男女共同参画に関する啓発資料の作成	男女共同参画に関する課題について啓発冊子を作成し、また、男女共同参画に関する情報を盛込んだ情報誌「クレオ」を年4回発行して広く市民に配布している。	1	ソ	a法律義務	1法令規定	A-3	A-4 C	イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	3,537	0.2	0.1		0.3	エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの

事務事業番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了年度 無し	事業の対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する必要性	実施主体の妥当性	市民協働	事務事業の分類 (経営方針番号)	見直し計画	自己事業仕分けの判定	運営方法(該当に○)		21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解 あくまで中間とりまとめとしての見解です。 分類・記号の説明は「点検の視点ごとの分類」をご覧下さい。		
											直営	出資団体委託	民間委託	補助金支出	その他	1号	2号	3号	その他	計	
16030	男女共同参画センターにおける自主的活動のネットワーク支援事業	男女共同参画センターを拠点として活動するグループ・個人・団体への印刷機器の貸出や交流サロンの提供など活動を支援とともに、各館において施設の利用グループや利用者、講座受講者を中心とし、誰もが気軽に参加できる「施設のまつり」として「クレオフェスタ」を実施し、自主活動と交流、情報交換の場として相互のネットワークを広げ、女性自身の力を高め、ひいては女性の社会参加と自立を促進する。	1	イ、ソ	b生活水準確保	9指導・監督	A-3	A-1 3499	ウ.拡充	d市(民活拡大等)	○ — ○ — —					10,390	0.1			0.1	エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
16031	男女共同参画相談事業の実施	男女共同参画センター中央館に、女性総合相談センターを設置し、相談事業を行なう。	1	セ	a法律義務	9指導・監督	A-3	A-4 C	イ.中期	e市(要改善)	○ — ○ — —					31,072	0.2			0.2	エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
16032	企業における男女共同参画推進支援事業	市・市民・事業者が協働した男女共同参画推進の一環として、働く一人ひとりがその個性と能力を十分に發揮することができる職場づくりを進めている市内の中小企業を表彰する本市の表彰制度について、在阪経済団体等との連携のもと、企業関係者に周知を図ることで、中小企業における職員への両立支援など男女共同参画の推進を図る。	1	ア、イ	b生活水準確保	4直接執行	A-3	A-1 3303	イ.中期	d市(民活拡大等)	○ — ○ — —					2,500	0.2	0.4		0.6	エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
16033	女性のチャレンジ支援事業	女性の積極的なチャレンジを集中的に後押しするために、男女共同参画センター中央館においては、一人ひとりのニーズにあった総合的なアドバイスをする相談体制、北部館においては起業をめざす女性を対象にしたチャレンジオフィス(6フロース)を開設し、女性の起業支援体制を構築している。また、男女共同参画センターのホームページに「女性のチャレンジ支援応援サイト」を開設し、情報提供を行う。	1	エ・ス	b生活水準確保	9指導・監督	A-3	A-4	イ.中期	e市(要改善)	○ — ○ — —					9,365	0.1			0.1	エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
16034	ドメスティック・バイオレンスに関する専門相談	市立男女共同参画センター中央館に設置された女性総合相談センターにおいてDVに関する相談や適切な情報提供を行なう。また区保健福祉センターにおいてはDV被害者の保護・自立支援のための相談・緊急保護の窓口を設置し、府など関係機関とともに現状や問題点を共有し、意見交換を行なう被害者支援ネットワークを構築する。	1	ス・ソ	a法律義務	9指導・監督	C-1	A-4 C	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○ — ○ — —					36,438	1.1	0.1		1.2	エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
16035	携帯電話の活用による情報提供	子育て期にある世代の男女にとって切実な課題である「仕事と家庭の両立」を支援する取組みとして、これらの世代に最も身近で軽便な情報ツールとして広く用いられている携帯電話を活用し「子育て」「両立支援」にかかる情報を本市の携帯版サイトと連携し、メールマガジン「私も子どもも育(はぐく)めーる」を配信する。	1	ス	b生活水準確保	2企画立案	C-1	A-1 3301	イ.中期	e市(要改善)	○ — ○ — —					1,271	0.5	0.7		1.2	エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
16036	ママの人生応援事業	キャリアカウンセラーの資格をもつアドバイザーを母親教室(妊婦教室)・両親教室へ派遣する「ママの人生応援事業」や、子育て世代が気軽に集まる「こども子育てプラザ」などに人生設計を考えるための情報提供・講師派遣を行なう「再チャレンジ支援セミナー」など、女性のライフプランニング支援を行なう。	22 0	ス	b生活水準確保	9指導・監督	A-2	A-1 3302 A-4 3399	ア.短期	e市(要改善)	○ — ○ — —					11,000	0.4			0.4	イ 平成22年度もしくは平成23年度をもつて廃止・収束する事業
16037	「きらめき企業賞」受賞企業との協働事業	「きらめき企業賞」受賞企業の取組み好事例を、受賞企業と協働し企業関係者や市民に情報発信する。	1	ア・イ	b生活水準確保	4直接執行	B-2	A-1 3399	ア.短期	e市(要改善)	○ — — — —					563	0.2	0.6		0.8	エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
16038	区及び地域における女性学級	男女共同参画社会の実現に向け、女性自ら地域課題や生活課題を中心として系統的に学習活動を行う機会を提供し、各区内の地域活動のリーダー、学習リーダーといった、区で活躍する女性の人材養成をめざした「各区女性学級」と、区内各地域の女性の資質向上と社会参画の促進を図り、地域における男女共同参画社会形成の担い手を育成することを目的とした「地域女性学級」を実施している。	1	イ・シ	hその他	9指導・監督	A-1	A-1 3401	イ.中期	d市(民活拡大等)	○ — ○ — —					9,252	0.3	0.1		0.4	エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの

事務事業番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了年度 無し	事業の対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する必要性	実施主体の妥当性	市民協働	事務事業の分類 (経営方針番号)	見直し計画	自己事業仕分けの判定	運営方法(該当に○)		21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解 あくまで中間とりまとめとしての見解です。 分類・記号の説明は「点検の視点ごとの分類」をご覧下さい。	
											直営	出資団体委託	民間委託	補助金支出	その他	1号	2号	3号	その他	計	
16039	女性団体活動の促進	市民との協働による男女共同参画社会の実現に向け、地域を基盤とする女性の団体活動の充実・発展が重要であることから、学習と市民活動をとおして女性の地位向上と男女共同参画に取り組む大阪市地域女性団体協議会の活動に対し、助成を行う。	1	イ	hその他	8市民活動支援	A-1	A-1 3499	イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	—	○	—	3,559	0.9			0.9	エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
16040	各区女性のつどい	男女共同参画の視点から、住みよいまちづくりにおける今日的課題の解決に向け、各区において男女がともに考えるため、講演会、シンポジウム等を開催する。	1	ソ	b生活水準確保	9指導・監督	A-1	A-1 3499	イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	○	—	—	4,800	0.2	0.1		0.3	エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
16041	大阪市女性会議	市内で女性の社会参画や地位向上をめざす活動を行っている女性団体に、男女共同参画施策の状況について説明するとともに、意見聴取するとともに団体相互の情報交換と交流を深める機会として開催する。	1	イ・ウ	hその他	8市民活動支援	A-2	A-1 3401	イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	—	—	—	24	0.1			0.1	エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
16042	男女共同参画センター改修工事	男女共同参画センターを安全かつ快適に利用できるよう、老朽化・破損した箇所の補修をする。	1	ソ	g内部業務	6内部業務	C-1	F	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	16,792	0.1			0.1	エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
16043	消費生活専門相談員による相談	事業者は消費者よりも多くの情報や強い交渉力を持っており、被害を受けた消費者の救済や、今後同様の被害がおきないように未然防止を図るうえで、消費者から商品やサービスについての苦情や相談を受け、解決のための助言や斡旋を行うために、専門的知識を有する消費生活専門相談員が迅速かつ的確に消費生活相談に対応する。	1	シ	a法律義務	10その他	C-1	A-1 A-4 C 3599	ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	47,610	4.1			4.1	16.0 力 事業仕分けでの指摘や意見を受けて、見直しを検討すべきもの
16044	苦情品の品質・安全性等のテスト・検査	消費者が受けた被害の原因を究明し、救済を図るとともに、今後同様の被害がおきないように注意喚起を行うため、消費者から寄せられた消費生活相談のうち、問題の解決や原因究明のために持ち込まれた商品を検査する必要がある場合において、苦情品の品質・安全性等のテストを行うことにより、消費生活的安全・利益確保を行う。	1	シ	c生命財産を守る	9指導・監督	C-3	A-1 A-4 3599	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	○	—	8,468	0.1			0.1	キ 引き続き改善しながら実施するもの
16045	生活情報誌による消費生活情報の提供	事業者からの情報だけでは、消費者が商品やサービスを適正に判断することが困難であるため、当センターに寄せられた相談事例や日常生活に関わりのある様々な商品、サービスを使用、選択するうえでの注意点など最新の消費者問題等について取りまとめた生活情報誌を毎月発行し、的確に消費生活情報の提供を行うことにより、合理的な消費行動を行える知識を持った消費者を育成する。	1	セ	d生活安定支援	9指導・監督	A-2	A-1 A-4 B 3501	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	○	—	4,983	1.2			1.2	エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
16046	啓発冊子等による消費者啓発	事業者からの情報だけでは、消費者が商品やサービスを適正に判断することが困難であるため、消費者啓発冊子、パンフレット、ポスター、啓発物品等を作成、配布し、消費者啓発を図るとともに消費者センターの周知を行うことにより、合理的な消費行動を行える知識を持った消費者を育成する。	1	セ	d生活安定支援	9指導・監督	A-2	A-1 A-4 3501	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	○	—	4,425	0.7	0.2		0.9	エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
16047	消費者向け各種講座の実施	消費者が合理的な消費行動を行う上で必要な知識を得るために、消費者センターで行う講座のほか地域へ出向いて行う出前講座など様々な形態の消費者向け各種講座を開催することにより、合理的な消費行動を行える知識を持った消費者を育成する。	1	セ	d生活安定支援	10その他	A-2	A-1 A-4 3501	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	○	—	1,485	1.9	0.5		2.4	エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
16048	ビデオスポット等映像媒体による消費生活情報の提供	事業者からの情報だけでは、消費者が商品やサービスを適正に判断することが困難であるため、悪質商法の手口や注意点などを市内の街頭ビジョンやケーブルテレビなどで放映し、的確に消費生活情報の提供を行うことにより、合理的な消費行動を行える知識を持った消費者を育成する。	1	セ	d生活安定支援	9指導・監督	A-2	A-1 A-4 3501	イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	3,000	0.6			0.6	エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
16049	インターネットによる外国語消費生活情報の提供	日本語を解さない外国人が合理的な消費行動を行えるよう情報を提供する。	1	コ	d生活安定支援	9指導・監督	B-2	A-1 A-4 3501	イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	417	0.5			0.5	エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの

事務事業番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了年度 無し	事業の対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する必要性	実施主体の妥当性	市民協働	事務事業の分類 (経営方針番号)	見直し計画	自己事業仕分けの判定	運営方法(該当に○)		21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)					PTの見解			
											直営	出資団体委託	民間委託	補助金支出	その他	1号	2号	3号	その他	計		
16050	啓発展示スペースの運営	事業者からの情報だけでは、消費者が商品やサービスを適正に判断することが困難であるため、パソコンやDVD映像装置をはじめ、図書・資料を設置し、消費者問題を市民が身近な問題として楽しみながら学べる啓発展示スペース「くらしのひろばエル」を運営することにより、合理的な消費行動を行える知識を持った消費者を育成する。	1	セ	d生活安定支援	10その他	A-2	A-4	イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	3,127	0.4	1.3		1.7	エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの	
16051	消費者啓発イベントの開催	事業者からの情報だけでは、消費者が商品・サービスを適正に判断することが困難であるため、「参加型イベント」や「消費者センターPRイベント」「こども向け啓発事業」などを開催し、消費者問題に関する市民の意識の高揚や消費者センターの周知を図ることにより、合理的な消費行動を行える知識を持った消費者を育成する。	1	セ	d生活安定支援	9指導・監督	A-2	A-1 A-4 E	3599	ア.短期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	4,556	0.5			0.5	エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
16052	消費者保護審議会の運営	事業者は消費者よりも多くの情報や強い交渉力を持っているため、これらの格差の是正を目指し、消費者及び事業者等からの意見を参考に、大阪市消費者保護条例に基づく市長の附属機関として、大阪市消費者保護審議会を設置、運営するとともに、消費者保護審議会の意見を踏まえ消費者保護行政を推進し、消費者の利益の擁護及び増進を図る。	1	ス	g内部業務	6内部業務	A-2	A-4 C	ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	1,528	0.9			0.9	キ 引き続き改善しながら実施するもの	
16053	大阪市消費者保護条例に基づく事業者への指導啓発(包装の適正化)	消費者が商品を適正に判断することができるよう、職員が市販商品の調査を行い、事業者に対して包装の適正化を求める指導啓発を行う。	1	ア	c生命財産を守る	4直接執行	C-1	A-4 C	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	12	0.4			0.4	キ 引き続き改善しながら実施するもの	
16054	大阪市消費者保護条例に基づく事業者への指導啓発(表示の適正化)	消費者が商品を適正に判断することができるよう、職員が市販商品の調査を行い、事業者に対して表示の適正化を求める指導啓発を行うことにより、消費者が商品を誤って選択したり使用することがなくなるとともに、価格面における比較選択を容易にする。	1	ア	c生命財産を守る	4直接執行	C-1	A-1 A-4 C	3503	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	↑(上記に含む)	0.4			0.4	キ 引き続き改善しながら実施するもの	
16055	大阪市消費者保護条例に基づく事業者への指導啓発(取引の適正化)	事業者による不当な取引行為から消費者を保護し、安心して商品やサービスの提供を受ける機会を確保するため、消費者から寄せられる消費生活相談をもとに調査分析を行い、違反被疑事業者から違反行為についての事実確認を行ったうえで、是正指導等を行うなど、取引の適正化を求める指導啓発を行うことにより、消費者を不当な取引行為による被害から守る。	1	ア	c生命財産を守る	4直接執行	C-1	A-1 A-4	3502	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	↑(上記に含む)	2.6			2.6	キ 引き続き改善しながら実施するもの	
16056	家庭用品品質表示法に基づく立入調査	家庭用品品質表示法は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、一般消費者の利益を保護することを目的としており、消費者が通常生活の用に供する政令に指定された90品目について、販売事業者が表示の基準を守らない場合における指示、報告徴収、店舗等への立入検査、消費者からの申し出の受理・調査等に関する事務、及び同事務に係る経済産業省への報告事務を行うことにより、一般消費者の利益の保護を図る。	1	ア	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1 A-4 C	3503	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	32	0.4			0.4	キ 引き続き改善しながら実施するもの
16057	消費生活用製品安全法に基づく立入調査	消費生活用製品安全法は、消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生防止を図り、消費者の利益を確保することを目的としており、政令で指定された「特定製品」「特別特定製品」の規格・基準違反に対する報告徴収、立入検査、特定製品の提出命令に関する事務、及び同事務に係る経済産業大臣への報告事務を行うことにより、一般消費者の利益の保護を確保する。	1	ア	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1 A-4 C	3503	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	13	0.4			0.4	キ 引き続き改善しながら実施するもの
16058	ガス事業法に基づく立入調査	ガス事業法は、住民生活に密着したガス製品による事故防止を図り、安全な生活を確保することを目的としており、販売事業者に対する立入検査を行い、政令に指定された「製品安全マーク」の規格・基準違反の確認作業を行い、同事務に係る経済産業大臣への報告事務を行うことにより、一般消費者の利益の保護を確保する。	1	ア	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1 A-4 C	3503	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	9	0.4			0.4	キ 引き続き改善しながら実施するもの

事務事業番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了年度 無し	事業の対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する必要性	実施主体の妥当性	市民協働	事務事業の分類 (経営方針番号)	見直し計画	自己事業仕分けの判定	運営方法(該当に○)		21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解 あくまで中間とりまとめとしての見解です。 分類・記号の説明は「点検の視点ごとの分類」をご覧下さい。	
											直営	出資団体委託	民間委託	補助金支出	その他	1号	2号	3号	その他	計	
16059	電気用品安全法に基づく立入調査	電気用品安全法は、住民生活に密着した電気用品による事故防止を図り、安全な生活を確保することを目的としており、販売事業者に対する立入検査を行い、政令に指定された「技術基準適合マーク」の規格・基準違反の確認作業を行い、同事務に係る経済産業大臣への報告事務を行うことにより、一般消費者の利益の保護を確保する。	1	ア	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1 A-4 C 3503	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	19	0.4			0.4	キ 引き続き改善しながら実施するもの
16060	証明書発行業務(サービスカウンター、証明書発行コーナー、郵送事務処理センターの開設)	大阪市サービスカウンタ及び市役所証明書発行コーナーで住民票の写し・印鑑登録証明書・登録原票記載事項証明書・戸籍謄抄本の発行を行っている。郵送事務処理センターで、金融機関等からの住民票の郵送請求の処理を行っている。	1	ア・セ	a法律義務	1法令規定	C-1	E	イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	○	—	—	103,907	6.0			6.0	29.0 力 事業仕分けでの指摘や意見を受けて、見直しを検討すべきもの
16061	外国籍住民相談	日本語のできない外国籍住民が言葉の問題で不利益を被らないよう、市役所市民相談室と区役所、大阪国際交流センターで、市政、区政についての相談や問い合わせ、情報提供について多言語で対応するほか、法律相談についても多言語対応する。	1	コ	d生活安定支援	9指導・監督	B-2	A-4	イ.中期	d市(民活拡大等)	○	○	—	—	—	10,732	0.1			0.1	エー3 事業が重複していると考えられるもの
16062	専門相談	市民の日常生活にかかる諸問題の相談に応じるために、法律相談、交通事故相談・税務相談、登記相談、年金相談、家庭問題相談について、専門の相談窓口を設置。	1	セ	c生命財産を守る	9指導・監督	C-1	E	ア.短期	d市(民活拡大等)	○	—	○	—	—	79,291	1.0			1.0	4.0 力 事業仕分けでの指摘や意見を受けて、見直しを検討すべきもの
16063	自動点字読み取り装置の設置	点字申請の読み取りと区広報紙等の点字版での作成のための必要な機器を設置	1	ケ	d生活安定支援	6内部業務	B-2	A-4	イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	—	—	—	10,219	0.1			0.1	キ 引き続き改善しながら実施するもの
16064	区における市民意見収集システムの設計(新)	区民モニターによる区民ニーズや区の事業について評価を把握するしくみをつくり、各区で実施できるよう必要な支援を行う。	1	セ	g内部業務	2企画立案	B-2	A-1 1101	ア.短期	d市(民活拡大等)	○	—	—	—	—	1,544	1.0			1.0	エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
16065	区役所窓口改善	市政改革室、総務局との連携のもと、区役所窓口業務の改善の計画書を策定し、改善策の実施に向けた支援を行う。	1	セ	g内部業務	6内部業務	C-1	A-1 1201	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	—	0	1.7			1.7	エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
16066	区行政の企画調査	区が地域実情を踏まえ個性ある区政運営が図られるよう、情報提供等の支援や区行政の改善に向けた企画・調査を行う。	1	内部	g内部業務	2企画立案	B-2	F	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	778	4.0			4.0	キ 引き続き改善しながら実施するもの
16067	区政支援業務(区連絡調整)	・連絡調整関係 (区長会議、市民表彰、その他区行政の連絡調整) ・区の業務執行体制関係 (ポスト・要員調整、再任用関係、職員費管理) ・その他 (自動車臨時運行許可(道路運送車両法)・自衛官募集事務(自衛隊法)にかかる連絡調整、区役所OA機器関連業務(パソコン・FAX)、等)	1	内部	g内部業務	6内部業務	C-1	E	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	90,111	4.0			4.0	エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
16068	区政改革の調査・企画及び進捗管理	政策立案機関としての区の自律経営を推進するための権限の移譲や、市民参画・協働のための仕組みづくりなど、区政改革にかかる調査・企画とともに、全体の進捗管理を行う。	1	内部	g内部業務	6内部業務	A-2	A-1 1103	ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	1,585	2.7			2.7	キ 引き続き改善しながら実施するもの
16069	地域振興会への支援	区役所区民企画担当で行う、区地域振興会への事業補助金、市政情報の広報等協力に対する交付金の要継作成等支援策の企画調整を行う。また、市地域振興会大会への事業補助及び役員永年勤続市長表彰等を行う。	1	イ	d生活安定支援	8市民活動支援	A-1	A-1 2201 2202 2204	イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	—	○	○	452,827	2.0			2.0	ウー5 行政の関わり方の再検証が必要なもの
16070	地域振興会への支援(区)	区地域振興会への事業補助金、市政情報の広報等協力に対する交付金により活動を支援する。	1	イ	d生活安定支援	8市民活動支援	A-1	A-1 2201 2202 2204	イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	—	—	—	0	48.0			48.0	ウー5 行政の関わり方の再検証が必要なもの

事務事業番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了年度 無し	事業の対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する必要性	実施主体の妥当性	市民協働	事務事業の分類 (経営方針番号)	見直し計画	自己事業仕分けの判定	運営方法(該当に○)		21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)					PTの見解		
											直営	出資団体委託	民間委託	補助金支出	その他	1号	2号	3号	その他	計	
16071	地域集会施設の整備	地域住民が地域単位のコミュニティ施設の整備・確保を図るために、自主的に地域集会施設を建設しようとする場合は未整備の地域に限り、改修・補修を行う場合は、一定の要件の元に経費の一部を補助する。	1	イ	eサービスの確保	8市民活動支援	A-1	A-1 2301	ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	○	—	87,900	0.9			0.9	オー3 受益と負担の適正化について検討する必要があるもの
16072	大阪市コミュニティ協会補助	大阪市コミュニティ協会は、各区コミュニティ協会間の相互連携を促進し、事業の企画検討や効果的な運営のための支援及び行政との連携などを活動内容としており、その活動を支援するために事業費の補助を行う。	1	イ	eサービスの確保	8市民活動支援	A-1	A-1 2203 2204	イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	—	○	—	100,810	0.3			0.3	エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
16073	区コミュニティ協会を通じた市民活動団体支援事業	区役所区民企画担当が区コミュニティ協会に委託して行う、地域の市民活動団体の組織運営支援及びNPO等市民活動団体への情報提供事業など、区内で活動する市民活動団体支援事業の企画調整等を行う。	1	イ	eサービスの確保	8市民活動支援	A-1	A-1 2102 2202	ア.短期	d市(民活拡大等)	○	—	○	—	—	409,927	0.4			0.4	エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
16074	区コミュニティ協会を通じた市民活動団体支援 (区)	区コミュニティ協会に委託して行う、地域の市民活動団体(社会教育関連団体)の組織運営支援及びNPO等市民活動団体への情報提供事業など、区内で活動する市民活動団体支援事業を行う。	1	イ	eサービスの確保	8市民活動支援	A-1	A-1 2102 2202	ア.短期	d市(民活拡大等)	○	—	—	—	—	0	2.4			2.4	キ 引き続き改善しながら実施するもの
16075	区役所附設会館維持管理業務	区役所附設会館の管理運営にあたる指定管理者の選定手続を行う。また、経年により老朽化した施設の効用を維持するために区役所区民企画担当が行う必要な改修工事について、全体的な調整を行う。	1	イウシ	g内部業務	6内部業務	C-1	F	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	268,015	0.5			0.5	ウー4 サービス水準について検討が必要なもの
16076	区役所附設会館維持管理業務 (区)	経年により老朽化した区役所附設会館の効用を維持するために必要な改修工事を区役所区民企画担当が行う。	1	イウシ	g内部業務	6内部業務	C-1	F	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	2.4			2.4	キ 引き続き改善しながら実施するもの
16077	市民音楽祭を活用したコミュニティスタッフ育成事業	地域でのコミュニティ活動の核となるスタッフを養成する実践の場として、共通のテーマにより活動しているグループ等の成果発表と相互交流の機会を活用することにより、地域でのコミュニティ活動の核となるコミュニティスタッフの育成と地域間の提携を充実強化する。	1	イエセ	eサービスの確保	8市民活動支援	A-1	A-1 2204	ア.短期	d市(民活拡大等)	○	—	○	—	—	4,269	0.1			0.1	キ 引き続き改善しながら実施するもの
16078	地域活性化事業基金を活用した区における地域活性化事業	本市に対して箕面市から納付される「モーターボート法に定める場外勝舟投票券発売場」の年間売上の1.0%の環境整備協力費を、継続した事業実施が可能となるよう「市地域活性化事業基金」として所在地の属する区において行う環境整備等の地域活性化事業に活用するための企画調整等を行う。	1	イシ	hその他	10その他	A-1	F	ア.短期	d市(民活拡大等)	○	—	—	—	—	480,656	0.5			0.5	キ 引き続き改善しながら実施するもの
16079	地域活性化基金を活用した北区における地域活性化事業 (区)	本市に対して箕面市から納付される「モーターボート法に定める場外勝舟投票券発売場」の年間売上の1.0%の環境整備協力費を、継続した事業実施が可能となるよう「市地域活性化事業基金」として所在地の属する区において行う環境整備等の地域活性化事業を行う。	1	イシ	hその他	10その他	A-1	F	ア.短期	d市(民活拡大等)	○	—	—	—	—	0	0.2			0.2	キ 引き続き改善しながら実施するもの
16080	市民活動推進事業	大阪市市民活動推進条例に基づき市民活動を計画的に推進していくために必要な事項について、大阪市市民活動推進審議会に諮問を行い、専門的な見地からの意見をもとに、市民活動推進事業を行う。	1	ア・イ・ウ	f魅力を高める	8市民活動支援	A-3	A-1 A-2 A-3 A-4 2101 2201	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	○	—	—	9,538	3.2			3.2	キ 引き続き改善しながら実施するもの
16081	地域活動の活性化に向けた支援事業	活動に役立つ実践事例や支援情報を発信するほか、活動団体相互の情報交換が行えるような交流の場づくりを行う。また、活性化に取り組む地域の主体的な学習の場に対して講師を派遣するなどの支援を行う。	1	イ・ウ	f魅力を高める	8市民活動支援	A-1	A-1 A-4 B 2204	イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	○	—	—	2,434	0.7			0.7	キ 引き続き改善しながら実施するもの
16082	NPO協働推進公募型事業(新)	本市が設定した市民協働事業について、NPOから事業成果が高まるような事業企画案を公募し、審査委員会で選定された事業について委託を行い、NPOと本市との協働関係を構築しながら事業を実施する。	1	イ・ウ・エ	f魅力を高める	8市民活動支援	A-3	A-4 イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	○	—	—	5,251	0.7			0.7	キ 引き続き改善しながら実施するもの	

事務事業番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了年度 無し	事業の対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する必要性	実施主体の妥当性	市民協働	事務事業の分類 (経営方針番号)	見直し計画	自己事業仕分けの判定	運営方法(該当に○)		21年度 従事職員数(21.5.1)					PTの見解 あくまで中間とりまとめとしての見解です。 分類・記号の説明は「点検の視点ごとの分類」をご覧下さい。				
											直営	出資団体委託	民間委託	補助金支出	その他	1号	2号	3号	その他	計		
16083	市民活動推進基金助成事業	ボランティア・NPOなどの市民活動を支援するため大阪市市民活動推進基金を設置し、基金に積み上げた市民・企業等からの寄付金を活用し、市民活動団体が行う公益的な事業に対して助成を行う。また、クリック募金システムの運用など、寄附を広く受け入れる仕組みづくりを行う。	1	ア・イ・セ	f魅力を高める	8市民活動支援	A-3	A-1 A-2 B 2103	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	○	—	4,822	1.3			1.3	エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの	
16084	NPO・ボランティア活動推進事業	市民に対し、ボランティア・市民公益活動に対する興味を高め、理解を深めるため様々な学習機会の提供やイベントを通じ広報・普及を図るとともに、市民公益活動団体相互の交流を促進し、活動の推進を行う。	1	ソ	f魅力を高める	8市民活動支援	A-1	A-4 B 2203	イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	○	—	56,612	0.5			0.5	キ 引き続き改善しながら実施するもの	
16085	市民パワー結束・元気創出事業	NPO等のネットワークを活かして地域の魅力を創出・発見し、地域とのつながりをつくるための事業を展開するとともに、それらの取組みをラジオ番組を通じて発信する。	1	イ・ウ・セ	f魅力を高める	8市民活動支援	A-3	A-1 A-2 A-3 A-4 B 2203	イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	○	—	—	19,181	0.2			0.2	キ 引き続き改善しながら実施するもの	
16086	すきやねん大阪市民運動推進事業	市民自らが21世紀の大阪のまちづくりを考え、新しい市民像を確立していくため、すきやねん大阪市民運動の推進を行う。	1	ソ	f魅力を高める	8市民活動支援	A-1	A-4 B 2103	イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	○	—	—	7,708	0.1			0.1	エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの	
16087	大阪市地域貢献活動マッチングシステム運営事業	CSR活動を推進している企業等と地域貢献活動を行うNPO等のニーズを把握し、より効果的に活動を進めるために必要な資源(物品・人材・場所など)や具体的な連携・協働についての需給調整を行う。	1	ア・イ・ウ	f魅力を高める	8市民活動支援	A-1	A-1 A-3 A-4 2103	イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	○	—	—	8,296	0.5			0.5	キ 引き続き改善しながら実施するもの	
16088	コミュニティビジネス(CB)支援事業	NPO等のテーマ型市民活動団体が自立し継続的な活動となるようCBのアドバイスや啓発・交流事業を実施する。	22	0	イ・ウ	f魅力を高める	8市民活動支援	A-3	A-1 2104	ア.短期	d市(民活拡大等)	○	—	○	—	—	7,500	0.3			0.3	イ 平成22年度もしくは平成23年度をもつて廃止・収束する事業
16089	戸籍情報システムの整備	平成19年度から6年間の重点施策として、戸籍情報システムを導入することとし、平成19年度において事業者の決定を行ない平成20年度より戸籍データのシステムへの登録作業を行っている。また、当システムの運用を行っている。 システム稼働に伴い戸籍関係証明書の発行や戸籍作成にかかる時間を短縮し、市民サービスの向上を図る。	1	シ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1 A-3 C 1202 5102	イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	1,932,531	2.5			2.5	キ 引き続き改善しながら実施するもの	
16090	住民登録関係事務	区役所住民情報担当で行う住民基本台帳、印鑑登録に関する事務の統一的な対応を行うため、当該業務における本市として主体的な判断を行うとともに、関連する業務における他局との調整を行う。また、区役所住民情報担当で使用する帳票等を一括して購入している。	1	内部	a法律義務	1法令規定	C-1	C 2104	イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	23,051	4.3			4.3	キ 引き続き改善しながら実施するもの	
16091	住民基本台帳・印鑑登録関係事務(区)	住民基本台帳法に基づく届出の受付、住民票の写し等の発行事務、及び住民基本台帳の記載・整備に関する事務を行う。 大阪市印鑑条例に基づく印鑑登録申請の受付・登録、及び印鑑証明書の発行事務などを行う。	1	ソ	a法律義務	1法令規定	C-1	C 2104	イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	—	—	—	0	245.6	75.6		321.2	キ 引き続き改善しながら実施するもの	
16092	外国人登録事務	区役所住民情報担当で行う外国人登録に関する事務の調整等を行う。 外国人登録制度に関する事務についての法務省との調整、各区へ向けた事務処理要綱、事務処理マニュアルの作成等により、各区で統一的な取扱いを行うよう指導する。また、区役所住民情報担当で使用する帳票等を一括して購入している。	1	内部	a法律義務	1法令規定	C-1	C 2104	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	1,935	0.9			0.9	キ 引き続き改善しながら実施するもの	
16093	外国人登録事務(区)	外国人登録法に基づく届出等の受付、証明書の発行事務、及び外国人登録原票の記載・整備に関する事務を行う。	1	ソ	a法律義務	1法令規定	C-1	C 2104	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	54.0	7.4		61.4	キ 引き続き改善しながら実施するもの	

事務事業番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了年度 無し	事業の対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する必要性	実施主体の妥当性	市民協働	事務事業の分類 (経営方針番号)	見直し計画	自己事業仕分けの判定	運営方法(該当に○)		21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解 あくまで中間とりまとめとしての見解です。 分類・記号の説明は「点検の視点ごとの分類」をご覧下さい。			
											直営	出資団体委託	民間委託	補助金支出	その他	1号	2号	3号	その他	計		
16094	戸籍事務	区役所住民情報担当で行う戸籍に関する事務の調整等を行う。 外国人登録制度に関する事務についての法務局との調整、各区へ向けた事務処理要綱、事務処理マニュアルの作成等により、各区で統一的な取扱いを行うよう指導する。また、区役所住民情報担当で使用する帳票等を一括して購入している。	1	内部	a法律義務	1法令規定	C-1	C	イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	54,052	1.2			1.2	キ 引き続き改善しながら実施するもの	
16095	戸籍事務(区)	戸籍法に基づく届出の受付、戸籍謄抄本等、戸籍に関する証明書の発行事務、及び戸籍の編製等に関する事務を行う。	1	ソ	a法律義務	1法令規定	C-1	B C	イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	—	—	—	0	226.0			226.0	キ 引き続き改善しながら実施するもの	
16096	住民基本台帳等事務システム及び住民基本台帳ネットワークシステムの運用	区役所住民情報担当で実施している住民基本台帳、印鑑登録、外国人登録に関する業務の運営について、適切かつ効率的な執行を資するため、当該システムの運用を行っている。また、区役所住民情報担当で使用するシステム機器、物品等の一括契約を行っている。	1	内部	a法律義務	1法令規定	C-1	C	イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	426,300	2.0			2.0	キ 引き続き改善しながら実施するもの	
16097	住居表示業務	区役所住民情報担当で行う住居表示に関する事務の指導をし、関係機関との連絡調整等を行う。 区の実務が統一的、安定的に運営できるよう事務処理要領を整理したり、新人研修を実施する。 地番集録表の訂正依頼があれば、調査の上、法務局等の関係機関に訂正連絡する。 また区役所住民情報担当で使用する帳票・街区板等を一括購入している。 街区の新設等があれば、住居表示の方法等について議会の議決をえる。	1	内部	a法律義務	1法令規定	C-1	C	イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	32,776	1.1			1.1	キ 引き続き改善しながら実施するもの	
16098	住居表示業務(区)	住居表示に関する法律や大阪市住居表示条例に基づき、新築届の受付、住居番号の付定、街区変更、住居表示台帳の整備、住居表示に関する諸証明の発行、及び街区表示板の維持管理等に関する事務を行う。	1	ソ	a法律義務	1法令規定	C-1	C	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	11.4			11.4	キ 引き続き改善しながら実施するもの	
16099	区庁舎建替事業	区庁舎が大規模地震発生時においても、十分な庁舎機能を保持し、非常災害時における最前線の防災対策拠点として迅速かつ適切な活動活動を行わなければならないという観点から、平成7年度の「区庁舎耐震向上方策検討調査」の結果に基づき、昭和30年代以前に建設した区庁舎については、耐震構造を備えた新庁舎に建替える。	25	0	ソ	a法律義務	4直接執行	A-1	A-1	3601	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	726,070	2.2			2.2	キ 引き続き改善しながら実施するもの
16100	区役所の耐震補強工事	区庁舎が大規模地震発生時においても、十分な庁舎機能を保持し、非常災害時における最前線の防災対策拠点として迅速かつ適切な活動活動を行わなければならないという観点から、平成7年度の「区庁舎耐震向上方策検討調査」、平成8年度の「区庁舎耐震改修調査」の結果に基づき、昭和40年代以降に建設した区庁舎について、建築年次の古い順に建物の構造強化、ライフライン関連を中心とした各種設備の保護充実を図るための改修整備工事を実施する。	27	0	ソ	a法律義務	4直接執行	A-1	A-1	3601	イ.中期	a不要(廃止)	○	—	—	—	20,363	2.2			2.2	キ 引き続き改善しながら実施するもの
16101	区民センター整備事業	区レベルのコミュニティ活動、文化・生涯学習活動の拠点、さらには市民協働の拠点として、区単位に区民センター整備を進めている。 今後は、各区の特性に応じた工夫をし、効果的、効率的な整備を引き続き進めていく。	1	ソ	hその他	8市民活動支援	A-3	A-1	2301	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	925,034	2.2			2.2	ウー4 サービス水準について検討が必要なもの	
16102	区役所庁舎一般改修事業	各区役所の屋上防水や冷暖房設備の耐用年数にかかる更新等、また、区役所において日々生じる老朽、破損箇所の補修、庁舎環境改善を図るための改修を行う	1	ソ	g内部業務	6内部業務	C-1	E	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	438,581	0.7			0.7	キ 引き続き改善しながら実施するもの	

事務事業番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了 年度 無し	事業の対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)		21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解 あくまで中間とりまとめとしての見解です。 分類・記号の説明は「点検の視点ごとの分類」をご覧下さい。		
											直 営	出資 団体 委託	民間 委託	補助 金支 出	その 他	1号	2号	3号	その 他	計	
16103	人権行政の全局的な推進にかかる計画等の企画・立案及び進捗管理	・「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション」(H21.2策定)に基づき、「人権ナビ評価シート」を作成し、各部局の各施策・取組みについて人権尊重の視点からの総点検の実施。 ・結果を反映し、各部局が事業を企画・立案する行政運営と進捗管理の仕組みづくり。 ・「人権が尊重されるまちづくり指標」を市民と協働し作成。 ・「推進本部」「審議会」等の運営と活用を行い施策反映につとめる。	1	内部ソ	a法律義務	2企画立案	A-1	A-1 C	4101	イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	—	—	—	4,275	4.2		4.2	エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
16104	犯罪被害者等支援	犯罪被害者等基本法(平成17年4月施行、同年12月基本計画策定)に規定されている地方公共団体の責務等の条項により、総合相談窓口を設置するとともに、市民の方々に、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者の身近な人ができる支援、配慮の重要性についての理解を深めていただくため、シンポジウム・講座を開催する等、各種普及啓発活動を行う。	1	内部事 務ソ	a法律義務	2企画立案	A-2	C		イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	○	—	○	503	1.3		1.3	エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
16105	外国籍住民施策基本指針に基づく事業の推進	各部局において外国籍住民施策基本指針に基づき実施されている事業の実施・進捗状況の管理を行うとともに、「大阪市外国籍住民施策有識者会議」の意見や提言について、「大阪市外国籍住民施策会議」を活用し、各事業への反映を図る。また、本市の外国人登録者数の大多数を占める在日韓国・朝鮮人の民族団体やニューカマーの困難層を支援する団体等に対する本市事業の説明等の連絡調整、団体からの要望への対応等の事務を行っている。また、地域における多文化共生を推進するため、区役所と連携した取り組みや、調査による実態把握を進めている。	1	イコソ	c生命財産を守 る	2企画立案	A-2	A-1 A-4	4102	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	4,909	1.9		1.9	エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
16106	民間事業者が取り扱う個人情報の保護	個人情報の保護に関する法律では、地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有すると定められている。民間事業者及び市民へ、広報誌・ホームページでの啓発記事の掲載や啓発パンフレット・冊子の作成・配布、講演会の開催等により、個人情報保護について周知・啓発に努めるとともに、事業者が個人情報保護のため必要な措置を講ずるよう指導・助言を行っている。また、個人情報の取り扱いについての苦情や相談に対する解決のための助言やあっせんを行っている。	1	工、セ	a法律義務	1法令規定	B-2	C		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	○		635	1.3		1.3	エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
16107	アジア・太平洋人権情報センターへの助言・指導等	監理団体であるアジア・太平洋人権情報センターが、事業・経営改善しながら自立して運営していくよう、助言等を行っている。	1	ウ	a法律義務	1法令規定	C-1	C		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.3		0.3	エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
16108	人権施策に関する国への要望の取りまとめ、並びに事務局業務等	(近畿市長会)人権問題特別委員会常任幹事として、委員会の運営等を担当。市関係各局及び近畿圏内各都市からの国への要望を集約して要望書を作成。(大阪府市長会)人権部長会議ブロック幹事として参画。市関係各局からの府及び国への要望を集約して、府市長会事務局へ提出。(大阪人権行政推進協議会)幹事として参画。研修会等への出席や、他都市との情報交換等。(全国(近畿地区)人権同和行政促進協議会)会員として参画。市関係各局からの国への要望を集約し、協議会事務局へ提出。また、研修会等への出席や、他都市との情報交換等。	1	ウ	g内部業務	6内部業務	C-1	E		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	449	0.5		0.5	エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
16109	企業啓発推進事業	企業も「法人市民」「企業市民」であり、企業の従業員も市民啓発の対象であるという観点から、大阪府や市内公共職業安定所等の関係機関及び企業の自主的啓発組織と連携し、研修会の開催など企業に対する人権啓発(企業啓発)を企画・実施する。	1	ア、ウ	b生活水準確保	2企画立案	A-1	A-1	4201	イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	○	—	—	27,232	2.0		2.0	エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの

事務事業番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了年度 無し	事業の対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する必要性	実施主体の妥当性	市民協働	事務事業の分類 (経営方針番号)	見直し計画	自己事業仕分けの判定	運営方法(該当に○)		21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解 あくまで中間とりまとめとしての見解です。 分類・記号の説明は「点検の視点ごとの分類」をご覧下さい。			
											直営	出資団体委託	民間委託	補助金支出	その他	1号	2号	3号	その他	計		
16110	地域密着型市民啓発事業	市民一人ひとりの人権が尊重される住みよい社会を築くため、人権啓発事業を地域レベルで実施する。	1	イ	a法律義務	2企画立案	A-1	A-1 C	4201	イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	○	—	17,658	1.6			1.6	エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの	
16111	人権行政の担い手育成事業	「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」において、「人権の視点！100！」を施策に活かす仕組みづくりとして人権行政の担い手としての職員の育成があげられており、効果的な研修を実施するための研修の手法や教材作成の検討など、すべての職員が人権尊重の視点から業務を遂行できるような職員啓発を実施する。	1	内部	a法律義務	6内部業務	B-2	A-1 C	4101	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	6,170	1.9			1.9	エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの	
16112	参加・参画型啓発事業	「人権について関心が低い」若年層を対象とした、人権啓発ポスター・デザイン・キャッチコピー募集事業やNPO等の企画公募による参加型セミナー等啓発事業の実施など、人権問題について市民の感性に訴え、市民が主体的に学ぶ機会を提供している。	1	セ	b生活水準確保	2企画立案	A-2	A-1	4201	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	○	24,636	2.3			2.3	エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの	
16113	人権啓発広報事業	人権情報誌の発行、スポット広告、車内吊広告、新聞広告などの多様なメディアを利用して、人権問題について市民が主体的に学ぶ機会を提供し、市民の人権意識を高める。	1	セ	b生活水準確保	2企画立案	A-2	A-1	4201	ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	56,122	2.4			2.4	エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの	
16114	大阪人権博物館の運営補助	大阪人権博物館は、広く人権意識の普及と啓発に資することを目的とし、昭和60年12月に日本ではじめての人権に関する総合博物館として開館した施設であり、人権教育・啓発の場として大きな役割を果たしてきており、人権を尊重する社会づくりを進めていく上で重要であるため、設立当初より大阪府・大阪市が協力して運営助成を行っている。	1	エ	hその他	10その他	C-3	D、E		ア.短期	e市(要改善)	○	—	○	—	62,482	1.5			1.5	エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの	
16115	人権にかかる相談事業	区役所の人権相談窓口において実施する人権相談、及び区内で発生する差別事象の対応業務の円滑な推進のため、担当職員を対象とする研修会の実施、相談機関等の一覧、事象対応マニュアルの配布、担当者会の開催、法的助言を得るための弁護士経費の配布を行う。また相談事例を集積・分析することにより、市民ニーズを把握し、今後の施策へ反映させる。さらに、多様な人権相談への対応のために、人権相談ネットワークの事務局を担当している。	1	内部	hその他	10その他	A-3	A-1	4202	ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	1,382	2.3			2.3	エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの	
16116	人権にかかる相談事業(区)	人権相談窓口において、担当の職員が、市民が必要とする知識や情報を提供するとともに、人権侵害等の相談に応じ、適切な助言を行うとともに、必要に応じて専門の相談機関を紹介・取次ぎを行うなど、相談者とともに解決方法を考え、相談者の自主的解決を支援している。また、人権相談の円滑な実施のために、人権相談ネットワークを構成している。	1	セ	hその他	10その他	A-1	A-1	4202	ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	0	0.4			0.4	エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの	
16117	人権文化センター管理運営業務 (改修を含む)	人権文化センターは、人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的に設置したもので、福祉・就労・教育等の生活にかかわる各種の相談を通じて地域住民の自立を支援する相談事業や、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題について講演会やコンサート等を開催し、市民の人権意識の高揚を図る人権啓発事業、また、市民相互の交流を通じて人権が尊重されるコミュニティづくりを目指す交流促進事業、市民の学習やサークル活動等の場を提供する貸室事業を行っている。 平成20年度から、もと人権文化センター2館の管理運営委託を平成21年度末まで暫定的に実施している。	21	0	ソ	hその他	9指導・監督	A-3	A-1 B D E		ア.短期	e市(要改善)	○	○	○	—	1,545,050	3.7			3.7	ア 平成21年度をもって廃止・収束する事業

事務事業番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了年度 無し	事業の対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する必要性	実施主体の妥当性	市民協働	事務事業の分類 (経営方針番号)	見直し計画	自己事業仕分けの判定	運営方法(該当に○)		21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解 あくまで中間とりまとめとしての見解です。 分類・記号の説明は「点検の視点ごとの分類」をご覧下さい。			
											直営	出資団体委託	民間委託	補助金支出	その他	1号	2号	3号	その他	計		
16118	市民交流センター開設に向けた管理運営の企画立案等及び初度整備(新)	・人権文化センターの平成22年度以降のあり方の検討にもとづき、人権文化センター、もと青少年会館、もと老人福祉センターの3施設を統合し、地域や世代を超えた交流の促進を目的とし、平成22年度に市民交流センターを設置する。 ・供用開始に向け、平成21年度に管理運営の企画立案等とともに初度整備を行う。	21 0	ソ	hその他	6内部業務	C-3	F	ア.短期	e市(要改善)	○	○	—	—	—	287,296	2.6			2.6	ア 平成21年度をもって廃止・収束する事業	
16119	(財)大阪府人権協会分担金	(財)大阪府人権協会分担金は人権問題の解決に向け、府域を対象に事業を実施しており、広域的・総合的な観点から、大阪府及び府内市町村と連携し、同協会の円滑な事業推進に協力することにより、効率的な事業展開が図れることから、府内の市長会、町村長会の決定により分担金を支出している。	1	ソ	hその他	10その他	C-3	D	ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	1,665	0.3			0.3	キ 引き続き改善しながら実施するもの	
16120	同和問題解決に向けた施策の全庁的な推進にかかる統括及び連絡調整業務	同和問題の解決は市政の重要課題であり、これまでの施策の推進の結果、同和問題は解決に向けて大きく進んだが、今なお、悪質な差別事象が発生するなど同和問題は解決したとは言えない状況にある。そのため、総合的な人権行政を推進する中で、残された課題の解決を図ることとしており、地域の状況を把握し、本市の同和問題の解決に向けた施策が効率的・効果的なものとなるよう、関係部局との連絡調整を行っている。 また、事業等を円滑に実施するため、関係団体及び関係機関との連絡調整を行うとともに、運動団体等の窓口として協議等の実施や、本市の見直し方針等に基づく事業等の見直しの進捗監理等を行っている。	1	内部 ウ エ	hその他	2企画立案	A-2	E	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	7.0			7.0	キ 引き続き改善しながら実施するもの	
16121	未利用地管理及び土地売却事業 (平成19年度事務事業リストの売却事業と管理を一つに統合した。)	市民局人権室所管の未利用地について、処分等までの間、不法投棄や害虫の発生防止等のための巡回・除草・清掃、並びに老朽化したり破損したネットフェンスの改修等を実施する必要がある。 平成19年6月に策定された「大阪市未利用地活用方針」において、処分検討地と分類された用地の商品化に向けて、測量、境界確定、下水道等の配管状況・土壤汚染・埋蔵文化財・地下埋設物等の調査等の業務を進め、処分を図る。	22 0	内部 ソ	g内部業務	6内部業務	C-2	A-1	8301	ア.短期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	10,619	3.1			3.1	イ 平成22年度もしくは平成23年度をもって廃止・収束する事業
	計	121件														10,083,272	134.0	5.6		139.6	49.0	